



弁護士からみた環境問題の深層 | 第11回

サステナビリティへの取り組みと取締役の善管注意義務

島田 浩樹 SHIMADA Hiroki

弁護士 / 日本CSR普及協会・環境法専門委員会委員

会社の利益につながるか必ずしも明らかでないサステナビリティへの取り組みに資金を支出することも、その決定の過程や内容が著しく不合理なものでない限り、会社の利益を最大化すべき取締役の善管注意義務に違反するものとはならない。

むしろ今日においては、ビジネスチャンスかつリスク回避となるサステナビリティへの取り組みを適切に実施することこそ、取締役の善管注意義務の内容をなすものと解されている。

はじめに

企業にとってサステナビリティ（環境や社会そして自社の中長期的な持続可能性）の問題は、社会的責任の問題にとどまり法的責任の問題ではないと理解されていることも少なくない。

しかし、企業価値の向上・最大化に向けて職務を遂行すべき法的義務を負う株式会社の取締役として、今日、サステナビリティの問題は避けては通れないものとなっている。

者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

株式会社は、その所有者である株主に経済的な収益を分配することを基本的な目的とする組織である。取締役は、株主から経営を委ねられた専門家として、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

この善管注意義務とは、平たくいえば「会社のためにベストを尽くせ」ということである。

1. 取締役の善管注意義務

【会社法 330 条】

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

【民法 644 条】

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理

2. サステナビリティへの取り組みに費用を支出すると取締役の善管注意義務に違反する？

2.1 素朴な疑問

法律事務所には企業から「災害支援のため物資を無償提供したい。必ずしも会社の利益にならないが、

取締役の善管注意義務に反することにはならないか。株主代表訴訟にも耐えられるか。金額的にはどのくらいまで大丈夫か、「本業と無関係な文化事業に協賛金を支出することは背任行為と評価されないか」といった質問が寄せられる。

確かに、取締役の善管注意義務は会社利益を最大化することに向けられている以上、短期的には費用を生じるに過ぎず、中長期的に利益につながるかも必ずしも明らかではない（実証的ないし定量的に把握することが困難な）ところに会社の資金を支出することは、回収可能性がまったく明らかではない事業へのギャンブル的な投資と同様「取締役の善管注意義務に反しないのか？」との懸念が生じるのも、もつともな面がある。

しかし以下のとおり、サステナビリティへの取り組みのため会社の資金を支出することが取締役の善管注意義務に違反するものと評価されることは、事実上ない。

2.2 会社の社会的活動に対する司法の寛容な姿勢

最高裁は「会社が、社会的に期待ないし要請されている活動のため、相当程度の支出をすること」を、企業体としての円滑な発展を図る上で価値と効果（非財務的な企業イメージなどを含むものと解される）があるなどの理由により、正面から容認している。

最高裁昭和45年6月24日判決／民集24巻6号625頁（八幡製鉄政治献金事件）

会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうえに直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をするには、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のう

えに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社が、その社会的役割を果たすために相当程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も（きわめてわずかなことも）、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはないのである。

2.3 経営判断の原則

裁判例において、取締役の経営判断は、おおむね①その判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがなく、かつ②その意思決定の過程、内容が特に不合理、不適切なものといえない限り、その措置に係る経営判断は、裁量の範囲を逸脱するものでなく、善管注意義務に違背するものではないと解されている（経営判断の原則、business judgement rule）。取締役には経営者として広範な裁量権限が与えられていることを承認し、裁判所（法律の専門家に過ぎない）は取締役の経営判断を尊重し、結果に対する法的評価は謙抑的に行うべきであるとする考え方である。

東京地裁平成5年9月16日判決／判例時報1469号25頁（野村証券損失補填事件）

取締役は会社の経営に関し善良な管理者の注意をもって忠実にその任務を果たすべきものであるが、企業の経営に関する判断は、不確実かつ流動的複雑多様な諸要素を対象にして専門的、予備的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であるから、その裁量の幅はおのずと広いものとなり、取締役の経営判断が結果的に会社に損失をもたらしたとしても、それだけで取締役が注意を怠ったと断定することはできない。

裁判所としては、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかどうかという観点から審査を

行うべきであり、その結果、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、又は意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合には、取締役の経営判断は許容される裁量の範囲を逸脱したものとなり、取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するものとなると解する。

最高裁平成22年7月15日判決／判例時報2091号90頁（アバマンショップホールディングス事件）

本件取引は、AをBに合併して不動産賃貸管理等の事業を担わせるという参加人のグループの事業再編計画の一環として、Aを参加人の完全子会社とする目的で行われたものであるところ、このような事業再編計画の策定は、完全子会社とすることのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。

2.4 二つの最高裁判例の「合わせ技」

以上のとおり、最高裁は「会社として社会的に期待しないし要請される活動をすることには、企業体としての円滑な発展を図る上で相当の価値と効果が認められ、そのために相当程度の出捐をすることは会社として当然のことである」とともに「取締役の行う経営判断は、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない」との立場を示している。

かかる二つの最高裁判例の「合わせ技」として「サステナビリティのための企業活動を行うことは、その決定の過程や内容に著しく不合理な点が存在する場合でない限り、取締役の善管注意義務に違反するものとはならない」という結論が導かれる。要は、よほどの酷さでない限り大丈夫である。実際、企業の公益活動にかかる支出について取締役の善管注意義務違反を認定した裁判

例は、一件も見当たらない。

サステナビリティへの取り組みに関しても御多分に漏れず、事実の問題（科学的な場面ですら、例えば「地球温暖化の原因は本当にCO₂なのか」など、専門家の意見が100対0とはならないことは結構ある）についても規範の問題（個人の価値観や、中には宗教的な背景が影響しているのではないかと思われる議論も見られる）についても、見解が分かれることが少なくない。しかしながら、経営判断の原則は「ある措置のメリット・デメリットに関し、然るべき資料に基づいて比較考量を行い、然るべき場で議論を尽くした上での「失敗」については、結果責任を問われない」と理解されており（前掲東京地裁判決参照）、かかる「資料と会議の原則」をプロセスとして尽くせば足りる。

3. サステナビリティへの取り組みを怠ると取締役の善管注意義務に違反する？

3.1 もはや「余裕ある場合の社会貢献」ではなく「本業のど真ん中」に

近年、サステナビリティへの取り組みは、ビジネスチャンス（攻め）とリスク回避（守り）の双方の観点から、上場企業から中小企業まで広く、経営戦略上の重要課題と認識されるに至っている。今や2で論じた「やっても大丈夫か」という問題にとどまるものでも「やった方がよい」という生やさしいものでもなく、待ったなしで「やらざるを得ない」ものとなっている。

以下のような時代の流れに「置いていかれた」結果として会社に損失を生じることがあれば、今日における取締役としての善管注意義務に違反するものとなる。

3.2 SDGs

2015年の国連サミットで加盟国の全会一致により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す、17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標である。我が国においても、2020年10月に内閣総理大臣が「2050年カーボンニュートラル」を宣言するなど、積極的に取り組みが進められている。実施の主体は、国だけではなく、企業や個人を含むすべてのステークホルダーである。

企業には、サプライチェーン全体におけるサステナビリティへの取り組みも求められており、取り組まなければ2次以降を含むサプライチェーンから外される危険もある。大企業が「押し付けてくる」取引基本契約に「乙は、別紙のサステナビリティ行動規範を遵守する。乙は、乙

の調達先（サプライチェーンが数次にわたるときはすべての調達先を含む）に対しても、サステナビリティ行動規範を遵守するよう、適切な措置をとる」というような条項が盛り込まれることも増えている。もはや中小企業（コーポレート・ガバナンスコードの適用を受けず、ESG投資の対象に選ばれることも少ない）を含むすべての企業にとって、サステナビリティへの取り組みは否応なしとなっている。これは不可逆的な潮流であり（産業革命以降の経済発展にともなう地球規模の環境負荷や社会の歪みはすでに限界に近い状況となっており、壊滅的な帰結を回避するには全世界が連帯するほかない以上、一過性のブームで終わるとは考え難い）、17のゴール・169のターゲットに掲げられた課題は世界的に認知された重要課題である。その中で自社の事業分野に関係するものを特定し、他社に先駆けて取り組み、競争において優位に立つことができる。

そのようなビジネスチャンスタイムリーにとらえ、他社に遅れをとらないことも、会社利益の最大化に向けられた取締役の善管注意義務の内容をなす。サステナビリティへの取り組みには期間を要することが多く、遅れを取った場合のキャッチアップは容易ではない。「適者生存」の資本主義社会において生き残ることができるのは、変化し続ける情勢に柔軟に対応し続ける企業だけである。大抵の場合、遅過ぎるよりは早過ぎる方が優れている。社外からは信頼され、社内でも高いモチベーションを持って業務に取り組むことができる（優秀な人材も獲得できる）。

一方において、SDGsは環境リスクや人権リスクなど、現代社会における様々なリスクも列挙している。二次以降を含むサプライチェーンにおいて環境破壊や人権侵害が行われている（それらに間接的に加担している）という理由で不買運動が起こったり、海外では店舗が暴徒に襲撃された例もある。日頃から将来のリスクを予測し回避する（晴れた日に屋根を作っておく）ことも、取締役の善管注意義務の内容をなす。取締役会は「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則100条1項2号）を適切に整備し、代表取締役及び業務執行取締役は当該体制を適切に運用すべき立場にある。サステナビリティにかかるリスクは日常においては可視的でないことも多いところ、危機が身近に迫るまで認識できないのでは経営者失格である。

3.3 コーポレートガバナンス・コード

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにも、サステナビリティにかかる諸規定が盛り込まれた（これを受けて、事業報告などにサステナビリティに関する記載をする企業が著しく増加している）。サステナビリティへの取り組みが少なくとも中長期的には企業価値向上や株式市場発展につながるという考え方に基づく。上場企業として、これらにコンプライアせず、その理由をコーポレートガバナンス・

コード報告書でエクスプレインするという選択肢は、ほぼないであろう。

【コーポレートガバナンス・コード 原則 2-3】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 2-3①】

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 3-1③】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-2②】

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

3.4 対話ガイドライン

2021年6月にコーポレートガバナンス・コードと同時に改訂された金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」（機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたもの）にも、サステナビリティにかかる視点が盛り込まれた。上場企業は、機関投資家との対話において「SDGsの〇〇の目標についていかなる取り組みを実行・検討しているか」と質問されたならば、自社の取り組みが企業価値の向上とどのように結び付くと考えられるかを含め、スムーズに回答できる必要がある。

【対話ガイドライン 1-3】

ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーションの進展、サイバーセキュリティ対応の必要性、サプライチェーン全体での公正・適正な取引や国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか。また、例えば、取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティに関する取り組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか。

3.5 投資家・金融機関の動向—非財務情報たるESGの重要性に対する認識の広がり

今日、企業の中長期的な価値を評価するにあたり、財務諸表に載っておらず、必ずしも定量的には把握し得ない、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）などの要素も重視されつつあり、中長期的には財務に影響を及ぼす可能性のある情報としての非財務情報をも考慮したESG投融資が世界的トレンドとなっている。ESGを推進する国連責任投資原則（PRI）に署名する投資家・金融機関も年々増加しており、その運用規模は莫大なものとなっている。

かかる動きも当然ながら綺麗事ではなく、世界中で株式を長期保有する機関投資家や幅広い企業に長期融資を行う金融機関における「サステナビリティに組み込む企業は、中長期的には成長し、デフォルトのリスクも低い」、「環境破壊や人権侵害を許せば、全体的・中長期的にはマイナスとなる」などの経済合理主義的な「損得判断」に基づく（環境破壊や人権侵害による経済的損失は、地球規模かつ中長期的には莫大である）。

例えば機関投資家は、環境破壊や人権侵害につな

がる事業を行う企業を投資対象から除外するなどのスクリーニングを行ったり、株主としての議決権行使にかかる方針においてサステナビリティに関する基準を設けるなどしている。我が国の3大メガバンクはCO₂排出の観点から石炭火力発電所新設への融資を行わないことを宣言しており、再生可能エネルギーへの支援を強化する地方銀行も増えている（令和3年5月改正銀行法10条2項21号では明文で「持続可能な社会の構築に資する業務」なども銀行の業務として追加された）。企業にサステナビリティへの取り組みを求める主体は、いわゆる左派にはまったく限られない。

このように、サステナビリティへの取り組みは「環境や社会に不利益を生じる資金の流れを削減する」という投資家や金融機関の意向にも沿う。サステナビリティへの取り組みを怠った結果として資金調達（投資や融資を受けること）が困難となる事態を回避することも、取締役の善管注意義務の内容をなす。

サステナビリティへの取り組みにかかるインセンティブとして、ESG指標を組み込んだ役員報酬制度の導入例も増えている。

3.6 「責任ある機関投資家」の諸原則

コーポレートガバナンス・コードとともに我が国のコーポレートガバナンスの「車の両輪」と位置付けられ、世界最大の機関投資家とされる年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）を始め、我が国の機関投資家の多くが受け入れを表明している、金融庁『「責任ある機関投資家」の諸原則』（日本版スチュワードシップ・コード）にも、2020年3月の改訂により、サステナビリティの要素を考慮すべき旨が追加された。

上場企業に直接に適用されるものではないが、サステナビリティへの取り組みを怠れば、機関投資家（我が国の上場株式の約8割を保有している）に株式を保有してもらうことも、役員が株主総会において再任されることなども、困難となりかねない。

【「責任ある機関投資家」の諸原則 指針1-1】

機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図るべきである。

4. サステナビリティへの取り組みにかかる留意点

4.1 情報開示

我が国においては、よいことをしても黙っている「陰徳」が美しいとされる。しかし、サステナビリティへの取り組みも会社の資金を使って行われるものである以上、それを最大限に企業価値（非財務的なブランド価値などを含む）に変換すべきことが取締役の善管注意義務となる。前述のとおり上場企業については、コーポレートガバナンス・コードも情報開示を求めており、環境配慮促進法4条も「事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする」と定めている（我が国では1,000社以上が環境報告書を発行しているといわれる）。顧客・消費者や投資家・金融機関などのステークホルダーが取引・購買や投融資などを判断する材料となる取り組みをアピールし、認知を得ること（宣伝活動、イメージ戦略、ブランド構築）は重要である。情報開示によりステークホルダーとの対話も促進され、社外の（「業界の常識は世間の非常識」に囚われない、多様なバックグラウンドからの発想に基づく）意見をも反映した、さらに進んだ取り組みが可能となる面もある。

前掲最高裁昭和45年6月24日判決も「株主その他の会社の構成員の予測に反しないか」を視点の一つとしている。事業報告や有価証券報告書や統合報告書などにおける情報開示は、役員再任を通じた株主による黙示的な承認や株式を取得・処分する投資家の予測可能性を基礎付けるものとしても意味を持つ。

何をいかなる程度開示すべきかも、各社の広範な裁量に委ねられている（前出のとおり、コーポレートガバナンス・コードにおいて、プライム市場上場会社は、気候変動への対応について、TCFDの枠組みにより開示することが求められている）。開示の枠組み（フレームワーク）としては、環境省「環境報告ガイドライン」、国連人権理事会「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など、様々なものが公表されている。農林水産省は、令和3年6月「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示入門」を発行している（示された具体例は、基本的に、地球温暖化の「抑止」ではなく、高温耐性品種・畜種への転換など、もはや地球温暖化が不可避であることを前提とした「適応」にかかるものであるが、事柄の性質上やむを得ないだろう）。

なお、公益活動ないし社会貢献として行われる文化的事業への協賛などの中には「本業ともサステナビリティとも無関係ではないか」と指摘されるものもあるが、そのような場合には最低限「宣伝になる」というロジックでなければ取締役の善管注意義務との関係では正当化が

難しいかもしれない。

4.2 同業他社の状況

取締役の善管注意義務違反の有無は、裁判例（東京地裁平成10年9月24日判決/金融・商事判例第1063号39頁〔ニッポン放送事件〕、東京地裁平成16年9月28日判決/判例時報1886号111頁〔そごう事件〕等）において「取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会、経済、文化などの情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として」判断されている（いわゆる業界水準説）。

サステナビリティへの取り組みも、少なくとも同規模の同業他社が広く実践している事柄について「自社だけやっていない」という事態は避けたい。

4.3 法令上の努力義務規定、責務規定

我が国において各企業が実践しているサステナビリティへの取り組みのほとんどは、実は様々な法令（条例を含む）における事業者の努力義務規定や責務規定の内容と重なる。例えば、CO₂排出抑制の観点から社有車を水素自動車に切り替えた企業は、意識しているか否かはともかく「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制などのための措置を講ずるよう努めなければならない」と定める地球温暖化対策推進法5条の努力義務を履行している。

条文において「……するよう努めなければならない」という形式で定められているのが努力義務規定、「……する責務を有する」という形式で定められているのが責務規定である。守らなくとも、刑事罰を科されたり、行政処分を受けたり、法律行為が無効になったり、強制執行を受けたりするなどの効果を生じるものではない。

これに対し、「……しなければならない」、「……してはならない」という形式で定められているのが法的義務規定である。守らなければ、刑事罰を科されたり、行政処分を受けたり、法律行為が無効になったり、強制執行を受けたりするなどの効果を生じる。

法的義務規定とは別に努力義務規定や責務規定が設けられているのは、法が法的義務規定の範囲（一律の最低ライン）にとどまらない「上乘せ」（法的義務規定の基準よりも厳しい社内基準を定めることなど）や「横出し」（法的義務規定の対象外の事項についても取り組みを行うもの）、自主的・積極的な取り組みを求めているものである。なお、法的義務規定を遵守することは、受動的・消極的なものに過ぎない。努力義務規定や責務規定も、国民代表機関たる国会で制定された法律や住民代表機関たる地方議会で制定された条例の規定である。文字どおり社会からの要

請である。

誤解されていることも多いが、努力義務規定についても何らの努力もしていなければ、法令を遵守していないことになる(罰則などはないが)。例えば「地球温暖化対策推進法5条において事業者は温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならないと定められていますが、どのような取り組みをしていますか?」と質問されたなら「社有車は水素自動車に切り替え済みです」とか、せめて「切り替えを検討しています」など、何らかの努力をしている旨を答えられなければならない。特に上場企業は、自社の事業に関連する努力義務規定や責務規定やSDGsの目標にかかる取り組みについて、株主総会や機関投資家との対話やアナリスト説明会における想定問答などにすべて盛り込んでおくことが望ましい。

努力義務規定や責務規定は、後に法的義務規定に「昇格」することも少なくない。現時点では法令と無関係な「社会的要請」や、諸外国において先行的に法令化された事柄(サステナビリティに関して、EUをフロントランナーとする諸外国において、法規制の強化が進みつつある)も、後日に我が国においても法令化されることがある。サステナビリティへの取り組みは、そのような意味でも時代の先取のメリットを生じ得る(例えば、炭素税の導入は、時間の問題かもしれない)。取締役には、時代の新しい風を感じとる力も求められている。

おわりに

かつて「日本資本主義の父」渋沢栄一は「論語と算盤」を唱えた。人類が環境や社会といった生存基盤を将来世代にわたって維持できるかの岐路かもしれない変革期にある今日の取締役にも、社会性と経済性のバランスをとるべく(このバランスの程度についても特段の基準はなく、経営判断の原則の下、取締役の広範な裁量に委ねられている。あらゆる課題に完全に対応することなど当然できない。太陽光発電設備の設置にもなって森林が伐採されるなど、サステナビリティへの取り組みが他方で環境破壊を生じている場面も見られる。「真の解決策は脱成長しかないのでは?」というレベルの議論も、政治に委ねざるを得ない)、視座を高く、懐を深く持ち、自らの退任後を含む中長期的な時間軸における企業価値の向上・最大化のため、正解のないところで「資料と会議の原則」のプロセスを経て自社なりに「最善」を尽くすことが、法的にも「善良なる管理者」の注意義務として要求される。

各国GHS対応 SDS/ラベル作成サービス

産業環境管理協会国際化学物質管理支援センターでは以下のようなご要望に柔軟に対応致します。

- 日本語、英語等のSDSを元にEU等、各国対応SDSを作成してほしい。
- 現在サプライヤーから提供されたSDSがあるが、分類をチェックしてほしい。

<業務案内>

- SDS/ラベル作成に関するご相談受付
- EU27加盟国22言語対応をはじめとする上
市国公用語によるSDS/ラベル作成
- 分類に対するアドバイス
- 24時間緊急連絡対応(中国)
- SDS作成のためのデータ(物理化学性データ、毒性データ、環境毒性データ、曝露情報等の情報調査)
収集及びハザード分類

<対応している主な法規>

- EU: REACH規則及びCLP規則
- 中国: 危険化学品安全管理条例、GB/T 16483-2008等
- 韓国: 有害化学物質管理法、産業安全保健法等
- 台湾: 危険物及び有害物の表示ならびに周知規則等
- 日本: PRTR法、安衛法、毒劇法、JIS Z 7253等



一般社団法人 産業環境管理協会
国際化学物質管理支援センター
電話: (03) 5209-7709
FAX: (03) 5209-7706
担当: 石川
E-mail: int-chem@jemai.or.jp